

**野田市公契約条例の  
一部を改正する条例  
案の概要**

**野 田 市**

# 目 次

## 【野田市公契約条例の一部を改正する条例案の概要】

改正の趣旨 .....	2
第 2 条の改正 .....	6
第 4 条の改正 .....	7
第 5 条の改正 .....	7
第 6 条の改正 .....	8
第 8 条の改正 .....	9
第 1 2 条の改正 .....	1 0
第 1 4 条の改正 .....	1 0
第 1 5 条の改正 .....	1 0
第 1 6 条の改正 .....	1 2
第 1 7 条の改正 .....	1 2
附則 .....	1 3

## 《改正の趣旨》

今回の改正には、大きな三つの目的があります。

一つは、業務委託における適用範囲の拡大と職種別賃金の導入です。

現行条例では、対象とした3種類の業務委託（施設の設備又は機器の運転管理業務及び保守点検業務並びに施設の清掃業務）について、市と契約した受注者は、当該業務に従事する労働者（下請負者に雇用される者等を含む。）に対し、千葉県の最低賃金である時間給728円を101円上回る時間給829円を支払わなければならないとしています。

公契約条例を施行したことで、清掃業務については、千葉県の最低賃金ぎりぎりの水準であったものを引き上げることができ、官製ワーキングプアの解消に向けて確実な効果があったと考えます。

しかし、施設の設備と機器の運転管理業務及び保守点検業務については、元々時間給829円を上回る賃金水準であったことから、実質的な効果はなかったと言えます。このため、業務委託についても、時間給829円という一つの基準ではなく、工事と同様に職種別の賃金基準が必要と考えられることから、職種別賃金の設定が可能なように規定を改正しようとするものです。

さらに、予定価格1,000万円未満の清掃業務は、現行条例の対象となっていないことから、官製ワーキングプア解消のためには、この問題についても対策を講じる必要があります。このため、清掃業務のように、実態が低賃金であることから、速やかに是正しなければならない業務について、予定価格1,000万円未満のものも条例の対象とする規定を追加しようとするものです。

なお、市としては、今後、条例の対象とする業務委託の種類を拡大していきたいと考えていますが、工事（工事の基準は、51職種について農林水産省及び国土交通省が公共工事の積算に用いるため毎年度決定する公共工事設計労務単価の80%の額）と異なり、業務委託には、基準を設定する際に基礎となる

公的な客観的指標がほとんどないという現状です。

このため、職種別賃金の設定が可能なものから、順次対象とする業務の拡大を図っていく予定です。

二つ目は、継続雇用の確保についてです。

入札により受注者が変わった場合、当該業務に従事する労働者が職を失ったり、仕方なく労働条件を低下させて、新受注者に雇用されることが多いことから、新受注者に、従前の受注者に雇用され、当該業務に従事していた労働者を雇用するよう努めなければならないとする努力義務を課す規定を加えようとするものです。理想的には、従前の受注者との間の労働条件を引き継いで、新受注者が従前の労働者を継続雇用すればよいのですが、これを条例で義務付けることは、専門家の意見でも、法的に困難な可能性が高いことから、努力義務を課す程度にとどめざるを得ないものです。

一方、実務の面では、受注者の話を聞いたところでは、単年度契約では、なかなか正社員としての雇用は難しいということであるため、現行制度の中の運用で対応できる長期継続契約の拡充が、継続雇用の確保に資すると考えられることから、市長が長期継続契約の拡充等の必要な措置を講ずべき旨の規定も加えようとするものです。

(注) 長期継続契約 地方自治法では、通常の契約期間は1年以内とされているが、1年の期間では事務に支障がある場合に、条例で定める業務については、複数年の期間にわたる契約ができる制度です。

三つ目は、下請負者の請負額についてです。

受注者から下請負者への適正な請負額を確保することが非常に重要であると考えられます。下請負者は、請負額が低いと従事労働者の賃金を確保することにより、自らの経営自体を危うくする危険があるからです。

このことから、建設業法第18条では、『建設工事の請負契約の当事者は、

各々の対等な立場における合意に基いて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。』と規定し、第19条の3では、『注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。』と不当に低い請負代金を禁止し、下請代金支払遅延等防止法第4条第1項第5号においても、『下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること。』を禁じており、その違反に対しては、建設業法では、国土交通大臣又は都道府県知事が、下請代金支払遅延等防止法では、公正取引委員会が、事業者に勧告できる制度となっているため、条例に『受注者は、建設業法又は下請代金支払遅延等防止法を遵守し、下請負者との契約を締結するに当たっては、各々の対等な立場における合意に基づいた公正な契約としなければならない。』という趣旨の規定を追加するものです。

また、低入札（落札額が低いこと。）は、下請負者の請負額の低下につながることから、入札においては、一定水準の落札額を確保することが重要と考えられます。

そこで、一定水準以上の落札額を確保するため、低入札価格調査制度の拡充等の措置を市長が講じなければならない旨の規定を加えようとするものです。

（注）低入札価格調査制度 最低価格で入札した者を落札者とする原則の例外として、地方自治法で認められた制度であり、一定の額（低入札価格調査基準価格）以下で入札した場合、調査の結果、その価格では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるときは、その者を落札者としなければならないことができる制度です。

本市では、低入札価格調査制度拡充の具体的な対策として、低入札価格調査基準価格を、国基準まで引き上げるとともに、著しい低入札については、直ちに失格とする失格基準を設ける方向で検討を進めています。な

お、制度の対象は、当面、現行と同じ工事のみとせざるを得ないと考えており、業務委託については、工事のような明確な積算基準がないため、契約実績や他市の動向等の情報の収集及び分析に努め、可能なものから、順次導入していきたいと考えています。

改 正 案	現 行
<p>(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 公契約 市が発注する工事又は製造その他についての請負の契約</p> <p>(2) 受注者 第 4 条に規定する公契約を市と締結した者</p> <p>(3) 下請負者 下請その他いかなる名義によるかを問わず、市以外の者から第 4 条に規定する公契約に係る業務の一部について請け負った者</p> <p>(4) <u>請負労働者 自らが提供する労務の対価を得るために公契約に係る業務の一部についての請負の契約により当該公契約に係る業務に従事する者で次のいずれにも該当するものであって、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 9 条に規定する労働者と同視すべきものとして市長が認めるもの</u>  <u>ア 当該公契約に係る業務に使用する資材の調達を自ら行わない者</u>  <u>イ 当該公契約に係る業務に使用する建設機械その他の機械を持ち込まない者</u></p> <p>(5) <u>賃金等 労働基準法第 11 条に規定する賃金及び請負労働者の収入</u></p>	<p>(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 公契約 市が発注する工事又は製造その他についての請負の契約</p> <p>(2) 受注者 第 4 条に規定する公契約を市と締結した者</p> <p>(3) 下請負者 下請その他いかなる名義によるかを問わず、市以外の者から第 4 条に規定する公契約に係る業務の一部について請け負った者</p>

【概要】

規定の整備であり、条例の内容は変わりません。

受注者と請負契約を締結して労務を提供する個人事業者、いわゆる「ひとり親方」についても、条例の対象とすべきと考えましたが、請負金額から資材等の必要経費を除く実質賃金部分を算出することが困難なことから、「ひとり親方」については、基本的には対象外としました。資材を調達せず、かつ、機械も持ち込まないことで実質的に日雇労働者と同視できる場合には、条例の対象とする労働者として取り扱うことといたしましたが、規定が整備されていないため、当該労働者を「請負労働者」として、今回規定の整備をしようとするものです。

改 正 案	現 行
<p>(公契約の範囲)</p> <p>第 4 条 この条例が適用される公契約は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により締結される契約であって、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 予定価格が 1 億円以上の工事又は製造の請負の契約</p> <p>(2) 予定価格が 1,000 万円以上の工事又は製造以外の請負の契約のうち、市長が別に定めるもの</p> <p>(3) <u>前号に定めるもののほか、工事又は製造以外の請負の契約のうち、市長が適正な賃金等の水準を確保するため特に必要があると認めるもの</u></p>	<p>(公契約の範囲)</p> <p>第 4 条 この条例が適用される公契約は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により締結される契約であって、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 予定価格が 1 億円以上の工事又は製造の請負の契約</p> <p>(2) 予定価格が 1,000 万円以上の工事又は製造以外の請負の契約のうち、市長が別に定めるもの</p>

【概要】

公契約条例の対象となる業務に、清掃業務のように、最低賃金ぎりぎりの低賃金とその業界の実態であるような場合には、これを速やかに是正するため、予定価格が 1,000 万円未満の業務についても、適正な賃金等の水準の確保のため、市長が特に必要と認める業務について、条例の対象とする規定を追加しようとするものです。

改 正 案	現 行
<p>(労働者の範囲)</p> <p>第 5 条 この条例の適用を受ける労働者(以下「適用労働者」という。)は、前条に規定する公契約に係る業務に従事する労働基準法第 9 条に規定する労働者であって、次の各号のいずれかに該当するもの及び前条に規定する公契約に係る請負労働者とする。</p> <p>(1) 受注者に雇用され、専ら当該公契約に係る業務に従事する者</p> <p>(2) 下請負者に雇用され、専ら当該公契約に係る業務に従事する者</p> <p>(3) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号。以下「法」という。)の規定に基づき受注者又は下請負者に派遣され、専ら当該公契約に係る業務に従事する者</p>	<p>(労働者の範囲)</p> <p>第 5 条 この条例の適用を受ける労働者(以下「適用労働者」という。)は、前条に規定する公契約に係る業務に従事する労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 9 条に規定する労働者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 受注者に雇用され、専ら当該公契約に係る業務に従事する者</p> <p>(2) 下請負者に雇用され、専ら当該公契約に係る業務に従事する者</p> <p>(3) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号。以下「法」という。)の規定に基づき受注者又は下請負者に派遣され、専ら当該公契約に係る業務に従事する者</p>

【概要】

規定の整備であり、条例の内容は変わりません。

「ひとり親方」のうち第 2 条で定義する「請負労働者」も適用労働者であることを明確に規定するものです。



改正案	現行
<p>(適用労働者の賃金等) 第6条 受注者、下請負者及び法の規定に基づき受注者又は下請負者に労働者を派遣する者(以下「受注者等」という。)は、適用労働者に対し、市長が別に定める1時間当たりの賃金等の最低額以上の賃金等を支払わなければならない。</p> <p>2 工事又は製造以外の請負の契約については、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第4条第3項各号に掲げる賃金は、前項に規定する賃金等に算入しない。</p> <p>3 第1項の規定の適用については、最低賃金法施行規則(昭和34年労働省令第16号)第2条の規定を準用する。</p> <p>4 市長は、第1項に規定する賃金等の最低額を定めるときは、次に掲げる額を勘案して定めるものとする。 (1) 工事又は製造の請負の契約 農林水産省及び国土交通省が公共工事の積算に用いるため毎年度決定する公共工事設計労務単価(基準額) (2) 工事又は製造以外の請負の契約 野田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年野田市条例第32号)別表第1及び別表第1の2に定める額、国土交通省が国の建築保全業務を委託する際の費用の積算に用いるため毎年度決定する建築保全業務労務単価その他の公的機関が定める基準等並びに本市が既に締結した工事又は製造以外の請負の契約に係る労働者の賃金等</p>	<p>(適用労働者の賃金) 第6条 受注者、下請負者及び法の規定に基づき受注者又は下請負者に労働者を派遣する者(以下「受注者等」という。)は、適用労働者に対し、市長が別に定める賃金(最低賃金法(昭和34年法律第137号)第4条第1項に規定する賃金をいう。以下同じ。)の最低額以上の賃金を支払わなければならない。</p> <p>2 市長は、前項に規定する賃金の最低額を定めるときは、次に掲げる額を勘案して定めるものとする。 (1) 工事又は製造の請負の契約 農林水産省及び国土交通省が公共工事の積算に用いるため毎年度決定する公共工事設計労務単価(基準額) (2) 工事又は製造以外の請負の契約 野田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年野田市条例第32号)別表第1の2の3の項1級の欄に定める額</p>

【概要】

第4項第2号は、業務委託契約について、職種別賃金の設定を可能とする改正です。

次の三つの指標を勘案して、規則で職種別基準額を設定することとなります。

- 1 野田市一般職の職員の給与に関する条例別表第1及び別表第1の2に定める額  
本市の職員の給料の額です。
- 2 建築保全業務労務単価その他の公的機関が定める基準等  
建築保全業務労務単価を例として、公的機関が定める基準や公的機関における調査の結果などの額です。

3 本市が既に締結した工事又は製造以外の請負の契約に係る労働者の賃金等

本市が既に締結した契約に係る労働者の賃金等です。

(注) 建築保全業務労務単価 官庁営繕のため、毎年度、国土交通省が示す委託費算出のための単価です。

第1項から第3項までは、規定の整備です。

賃金は時間当たりとし、業務委託については、賞与等の臨時的賃金、家族手当等は入らないことを、法令を引用し明確に規定するものです。

改正案	現行
<p>(受注者の連帯責任等)            第8条 受注者は、下請負者及び法の規定に基づき受注者又は下請負者に労働者を派遣する者(以下「受注関係者」という。)がその雇用する適用労働者に対して支払った賃金等の額が第6条第1項の規定により市長が定める賃金等の最低額を下回ったときは、その差額分の賃金等について、当該受注関係者と連帯して支払う義務を負う。  <u>2 受注者は、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件及び当該業務の質の確保が下請負者の安定した経営に基づいて成り立つことを十分に考慮して、建設業法(昭和24年法律第100号)又は下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)を遵守し、下請負者との契約を締結するに当たっては、各々の対等な立場における合意に基づいた公正な契約としなければならない。</u></p>	<p>(受注者の連帯責任)            第8条 受注者は、下請負者及び法の規定に基づき受注者又は下請負者に労働者を派遣する者(以下「受注関係者」という。)がその雇用する適用労働者に対して支払った賃金の額が第6条第1項の規定により市長が定める賃金の最低額を下回ったときは、その差額分の賃金について、当該受注関係者と連帯して支払う義務を負う。</p>

【概要】

受注者から下請負者への適正な請負額を確保するための規定です。

改正の趣旨にあるように、受注者は、建設業法又は下請代金支払遅延等防止法を遵守し、下請負者との契約を締結するに当たっては、各々の対等な立場における合意に基づいた公正な契約としなければならない旨を規定しようとするものです。

改 正 案	現 行
(公表) 第 12 条 市長は、前条第 1 項の規定により公契約の解除をしたとき <u>又は公契約の終了後に受注者等がこの条例の規定に違反したことが判明したときは、市長が別に定めるところにより公表するものとする。</u>	(公表) 第 12 条 市長は、前条第 1 項の規定により公契約の解除をしたときは、市長が別に定めるところにより公表するものとする。

【概要】

現行条例においては、公契約の解除をしたときにのみ公表することとしていますが、公契約の終了後に受注者等がこの条例の規定に違反したことが判明したときも公表することとするものです。

改 正 案	現 行
(違約金) 第 14 条 市長は、受注者等がこの条例の規定に違反したときは、 <u>違約金を徴収することができる。</u>	

【概要】

公契約条例の対象となる契約については、既にこの条例の規定に違反したときは、違約金を徴することを契約条項に加えていますので、条例にも規定するものです。

改 正 案	現 行
(総合評価一般競争入札等の措置) 第 15 条 市長は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 10 の 2 第 3 項に規定する総合評価一般競争入札(同令第 167 条の 13 で準用する場合を含む。)により落札者の決定(第 4 条第 1 号に掲げる契約に係る落札者の決定を除く。)をしようとするときは、 <u>当該決定に係る業務(以下この条において「決定業務」という。)に従事する者であって、次の各号のいずれかに該当するものの賃金等を評価するものとする。市長又は教育委員会が地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により公の施設の管理を指定管理者に行わせるため候補者を選定しようとするときも同様とする。</u> (1) <u>落札者に雇用され、専ら決定業務に従事する労働者(労働基準法第 9 条に規定する労働者をいう。次号及び第 3 号に</u>	(総合評価一般競争入札等の措置) 第 14 条 市長は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 10 の 2 第 3 項に規定する総合評価一般競争入札(同令第 167 条の 13 で準用する場合を含む。)により落札者の決定をしようとするとき <u>又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により公の施設の管理を指定管理者に行わせるため候補者を選定しようとするときは、これらの者に雇用される労働者の賃金を評価するものとする。</u>

<p>おいて同じ。)</p> <p>(2) <u>下請その他いかなる名義によるかを問わず、市以外の者から決定業務の一部について請け負った者(次号において「その他請負者」という。)</u>に雇用され、<u>専ら決定業務に従事する労働者</u></p> <p>(3) <u>法の規定に基づき落札者又はその他請負者に派遣され、専ら決定業務に従事する労働者</u></p> <p>(4) <u>請負労働者</u></p>	
--	--

【概要】

2点について、解釈上の疑義がありますので、条文を整備するものです。

1点目は、総合評価一般競争入札において、賃金を評価しなければならない契約の種類について、条文の整備をするものです。

条例の趣旨は、条例の範囲外である予定価格が5,000万円以上1億円未満の工事に係る公契約についても、当該契約に係る業務に従事する労働者の賃金を評価しなければならないとするものですが、現行規定では、条例の対象となる1億円以上の工事も含まれることとなりますので、(第4条第1号に掲げる契約に係る落札者の決定を除く。)と規定し、1億円以上の工事を除くよう改正するものです。

なお、1億円以上の工事については、入札の条件とし、条件を満たさない場合は、失格とすることを原則とします。(評価項目とし、評価基準を満たさない場合は失格とすることもできます。)

2点目は、労働者の範囲について、条文の整備をするものです。

規定の趣旨は、条例の対象となる公契約と同様に、契約又は指定管理に係る業務に従事する下請負や派遣も含めたすべての労働者の賃金を評価しなければならないとするものですが、現行条例では、これらの者に雇用される労働者の賃金と規定しているため、厳密に解釈すると、落札者又は指定管理者に直接雇用される者に限られるということになりますので、下請負者に雇用される者や派遣労働者も対象となることを明確に規定しようとするものです。

(注)総合評価一般競争入札 入札価格以外の項目も評価して、総合的評価により、落札者を決定する制度です。

(注)指定管理者 議会の議決を経て、公の施設の管理を指定管理者に委任する制度です。

改 正 案	現 行
<p>(低入札価格調査制度の拡充等の措置)</p> <p>第 16 条 市長は、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件及び当該業務の質の確保が下請負者の安定した経営に基づいて成り立つことを十分に考慮して、低入札価格調査制度の拡充等の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 市長は、適用労働者の雇用の安定並びに公契約に係る業務の質及び継続性の確保を図るため、野田市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例(平成 17 年野田市条例第 32 号)第 2 条に規定する契約を締結する等の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 受注者等は、適用労働者の雇用の安定並びに公契約に係る業務の質及び継続性の確保を図るため、公契約の締結前に当該公契約に係る業務に従事していた適用労働者を雇用し、及び前項の措置に係る適用労働者を継続して雇用するよう努めなければならない。</p>	

【概要】

第 1 項は、第 8 条と同様に受注者から下請負者への適正な請負額を確保するための規定です。改正の趣旨にあるように、市が低入札価格調査制度の拡充等の必要な措置を講ずるものとする規定です。

第 2 項及び第 3 項は、継続雇用を確保するための規定です。

改正の趣旨にあるように、第 2 項では、市が長期継続契約制度の拡充等の措置講じるものとし、第 3 項では、受注者等に継続雇用について努力義務を課しています。

改 正 案	現 行
<p>(委任)</p> <p>第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>

【概要】

第 15 条及び第 16 条を追加することによる条の繰り下げです。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 【概要】

パブリックコメントの手續及び議会の議決を経た後の公布となるため、公布の日から施行します。

契約の内容は、条例そのものではなく、市と受注者との合意に基づく契約によって定まっているため、経過措置を設けません。

また、入札書については、野田市財務規則第106条の規定により契約条項その他関係書類及び現場を熟知した上で作成していただいております。そのため、この条例（一部を改正する条例）による改正の内容については、この条例の施行の日以後に入札の公告等をする契約から適用します。